

宮崎市佐土原地域福祉センターの指定管理者候補者の選定について

宮崎市佐土原地域福祉センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成 22 年 9 月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

- | | |
|----------------|---|
| (1) 団体等の名称 | 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会 |
| (2) 代表者名 | 会長 丸目 賢一 |
| (3) 主たる事務所の所在地 | 宮崎市花山手東 3 丁目 2 5 番地 2 |
| (4) 設立年月日 | 昭和 41 年 11 月 10 日 |
| (5) 設立目的 | 宮崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。 |
| (6) 事業概要 | <ol style="list-style-type: none">1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成4 1 から 3 のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡6 共同募金事業への協力7 障害者自立支援法に基づく居宅介護事業の経営8 障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業の経営9 障害者自立支援法に基づく相談支援事業の経営10 障害者自立支援法に基づく生活介護事業の経営11 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に係る外出介護事業の経営12 児童クラブの受託運営13 障害者生活支援事業の受託運営14 福祉サービス利用援助事業の受託運営15 生活福祉資金貸付事業の受託運営16 その他この法人の目的達成のため必要な事業 公益を目的とする次の事業を行う。 <ol style="list-style-type: none">1 宮崎市心身障害者福祉会館の設置経営 |

- 2 宮崎市佐土原社会福祉センターの設置経営
 - 3 宮崎市佐土原ふれあいセンターの設置経営
 - 4 総合福祉保健センター等の管理業務
 - 5 介護保険法に基づく訪問介護事業
 - 6 介護保険法に基づく訪問入浴介護事業
 - 7 介護保険法に基づく通所介護事業
 - 8 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
 - 9 介護保険法に基づく地域包括支援センター事業
 - 10 介護保険法に基づく介護予防支援事業
 - 11 介護保険法に基づく介護認定調査事業
 - 12 訪問給食事業
 - 13 ボランティアセンター事業
 - 14 老人福祉館の管理業務
 - 15 障害者福祉バス事業
 - 16 巡回バス事業
 - 17 重度身体障害者移動支援事業
 - 18 住民参加型福祉サービス事業
 - 19 ふれあいサロン事業
 - 20 地域ふれあい会食事業
 - 21 総合福祉相談事業
 - 22 たすけあい資金貸付事業
- 収益を目的とする次の事業を行う。
- 1 保険代理所運営事業
 - 2 会議室等貸出事業

(7) 基本金又は基本財産

5,000 千円

(8) 従業員数

従業員 575 人

2. 指定期間（予定）

平成 23 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

① 施設名

宮崎市佐土原地域福祉センター

② 所在地

宮崎市佐土原町東上那珂 12948 番地 1

③ 施設規模等

敷地面積 21,614.76 平方メートル

建物面積 2,162.58 平方メートル

(2) 業務概要

- ① 高齢者の福祉の増進に関すること。
- ② 障害者（障害のある児童を含む。）の福祉の増進に関すること。
- ③ 母子家庭、父子家庭及び父母のいない児童の福祉の増進に関すること。
- ④ 施設の提供に関すること。
- ⑤ 住民の福祉活動の推進に関すること。
- ⑥ 福祉センターの利用許可に関すること。
- ⑦ 福祉センターの利用に係る料金に関する業務。
- ⑧ 福祉センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。
- ⑨ 高齢者デイサービスに関すること。
- ⑩ その他市長が必要と認める業務。

(3) 現在の管理方法

指定管理者 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会
(平成 18 年 9 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで)

※現在は、佐土原町合併特例区が設置及び管理を行う公の施設で、平成 23 年 1 月 1 日より宮崎市が設置及び管理を行うこととなる。

4. 事業計画の概要

(1) 施設利用者の平等な利用の確保

・基本方針

- ①誰もが気軽に利用しやすい施設環境を創造する。
- ②ボランティア活動等地域での「支えあう心」を支援する。
- ③健康と生きがいのある生活環境を構築する。
- ④身近な福祉の情報を発信する。

・業務内容に対する理解及び対応

- ①高齢者や障害者等を対象に委託事業及び教室、講座、交流会等を開催し、福祉の増進に努める。
- ②センターを拠点とした地域サロン活動やボランティアセンターを活用し、地域福祉の推進を図る事業を展開する。

(2) 施設の設置目的を最も効果的に達成する事業計画

・利用者サービスの向上、利用者増への取組

- ①清潔感あふれる空間の創造、開放感にあふれた環境づくりを行う。
- ②利便性の向上のため巡回バス運行、市民講座等及び福祉関係事業の実施、地域との連携、相談事業、広報活動の実施。

・施設の効用を最大限発揮できる提案

①地域福祉推進事業

小地域懇談会の開催、福祉協力員の配置、ふれあい福祉相談事業、ふれあいいいききサロンの推進、高齢者・障害者スポーツの推進、車いす・ニュースポーツ用具貸出事業、貸付事業、巡回バス・ふくしバス運行、広報活動

②ボランティアセンター事業

ボランティア人材発掘・育成・相談・斡旋、さどわら健康ふくしまつり、福祉教育・学習の支援、ボランティア団体活動の支援、佐土原防災ボランティア連絡協議会の充実、

- ささえ愛のふくしバザーの開催
- ③在宅福祉サービス事業
 - 配食サービス事業、ふれあいハートサービス事業、利用者支援事業
 - ④介護保険事業
 - 居宅介護保険事業、訪問介護保険事業
 - ⑤その他
 - 共同募金、日本赤十字社
- (3)施設の管理に係る経費の縮減
- ・管理業務の効率化
 - ・節電、節水、燃料の節減に努める
- (4)事業計画を確実に実施するための管理運営能力
- ・過不足ない人員の配置
 - ・有資格者の配置、研修の実施
 - ・地域、関係機関、ボランティア団体、福祉団体との連携
 - ・地域への周知及びニーズ把握
- (5)安全管理に対する対応
- ・防災避難訓練の実施、災害時のボランティア体制組織化、有事の際の協力支援体制整備
 - ・不審人物、設備事故、その他利用者の安全確保への対応を行う。
- (6)環境保護及び障害者雇用等
- ・環境に配慮した施設管理
 - 省エネ対策実施、ごみの分別徹底、ふくしバザーの開催
 - ・障害者の就労支援
 - 障害者の生活支援や就労支援及び雇用を行うために、就労の場として提供、積極的な就労支援に努める。

5. 収支計画の概要

指定管理料提案額（予定）

（単位：千円）

年度	22年度(1~3月)	23年度	24年度
指定管理料	3,047	13,679	13,600
年度	25年度	26年度	27年度
指定管理料	13,600	13,679	13,679

6. 選定結果の概要

(1) 応募の概況

① 応募団体（非公募）

応募団体名 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会

この指定管理選定において、①この施設が地域住民の福祉を増進し、住民生活の向上を図ることを目的として設置され、各種福祉事業を行う地域福祉の拠点施設となっていること、②地域福祉の拠点施設を管理するには、一定の組織力及び各種社会福祉関係団体との調整能力のほか、管理運営者に対する利用者の信頼感・安心感の確保が求められること、③宮崎市社会福祉協議会は社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを

目的とする社会福祉法人であり、各社会福祉関係者や、保健・医療・教育などの関係機関と連携し、様々な活動を行っていること、多くの住民組織への協力や援助を行っていること、④施設の設置目的と機能を考慮し、専門的かつ高度な技術、ノウハウなどを有する特定の団体を指定することが、適切な施設の管理運営に資することなどを勘案し、5月に開催された第1回選定委員会にて、非公募による選定が承認され、非公募にて選定を行った。

②応募日程

- ・第1回選定委員会 平成22年5月21日
- ・要項及び申請書類様式の配布 平成22年6月11日
- ・応募の受付日 平成22年6月30日
- ・書類審査等 平成22年7月1日～7月6日
- ・第2回選定委員会（ヒアリング）平成22年7月27日

(2)福祉部指定管理者候補者選定委員会

(敬称略)

	役職等
会長	福祉部長
副会長	福祉総務課長
委員	宮崎市老人クラブ連合会 役員
〃	宮崎市民生委員児童委員協議会地区役員
〃	宮崎市障害者施策推進協議会委員
〃	障害福祉課長
〃	長寿支援課長
〃	介護保険課長
〃	子ども課長
〃	子育て支援課長
〃	社会福祉課長

(3)選定の概況

ア 選定理由

福祉部指定管理者候補者選定委員会において、申請者からの申請書類及びヒアリング・質疑応答をもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第4条の規定を準用するほか、宮崎市佐土原地域福祉センターの性質に応じて定めた次の基準により、総合的に審査を行った。

- ①事業計画書に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること。
- ②事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。
- ③事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ④事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること。
- ⑤施設の安全管理に対する対応が整っていること。

⑥環境保護及び障害者雇用等に取り組んだ経営を行っていること。

その結果、施設の設置目的を理解し、上記項目の基準以上の結果と判断した。

また、指定期間中の安定的な運営を行えるだけの財務基盤を持つなどの理由から、当該団体を指定管理者候補者に選定した。

※第2回選定委員会においては、福祉部長が市社会福祉協議会理事のため、途中退席をし、議事（審査を含む）には参加されなかった。

イ 審査結果一覧

審査項目	配点	候補者 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会
1 市民の平等な利用を確保できる計画となっているか	300点	217点
2 施設の設置目的を最も効果的に達成する事業計画となっているか	250点	186点
3 施設の管理に係る経費の縮減を図る計画となっているか	150点	100点
4 事業計画を着実に実施する管理運営能力を有しているか	450点	319点
5 安全管理に対する対応が整っているか	50点	36点
6 環境保護及び障害者雇用等に取り組んでいるか	100点	68点
選定結果	1,300点	926点（選定）

※配点合計1,300点のうち780点以上を指定管理者候補者として適格と判定